



ICS13.030.50

Z70

中華人民共和國國家標準

GB16487.9—2017

GB16487.9—2005 改訂版

輸入廢棄物原料環境保護規制標準

— 廢電線ケーブル

Environmental protection control standard
for imported solid wastes as raw materials
— Waste wires and cables

2017—12—29 公布

2018—03—01 實施

國家環境保護部
國家質量監督檢驗檢疫總局

目 次

前書き	II
1 適用範囲	1
2 規範引用文献	1
3 用語と定義	1
4 規制基準と要求	2
5 検査	3

前書き

『中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法』『中華人民共和国放射性污染防治法』等の法令を貫徹し、廃電線ケーブルの輸入による環境汚染を規制するため、本基準を制定する。

本基準は輸入廃電線ケーブルの環境保護規制要求を定めたものである。

本基準は輸入固体廃棄物環境保護規制基準の一つである。リサイクル資源目録における廃電線ケーブルの輸入管理に適用する。

本基準の第一回目の公布は1996年、2005年に第一回目の改訂を加え、今回は第二回目の改訂である。

今回改訂した主な内容：

- 輸入廃電線ケーブルの外部照射放射線測定値に関する要求を増加。
- 危険廃棄物規制に関する要求を調整。
- 混入物規制に関する要求を厳格化。
- 検査に関する要求を改定。

本基準の実施をもって、『輸入廃棄物原料環境保護規制基準—廃電線ケーブル』（GB16487.9-2005）は廃止とする。

本基準は国家環境保護部土壤環境管理局、科技標準局が改訂する。

本基準は中国環境科学研究院が作成する。

本基準は2017年12月29日国家環境保護部によって承認された。

本基準は2018年3月1日から実施する。

本基準は国家環境保護部がその解釈権を持つ。

輸入固体廃棄物原料環境保護規制基準－廃電線ケーブル

1 適用範囲

本基準は輸入廃電線ケーブルの環境保護規制要求を定めたものである。

本基準は以下の廃電線ケーブル輸入の管理に適用する。

HS コード	固体廃棄物名称
7404000010	銅の回収を主とする廃電線、ケーブル
7602000010	アルミニウムの回収を主とする 廃電線、ケーブル

2 規範引用文献

以下の文書の条項を引用し、本基準の条項とする。期日の注釈がない引用文書においては、その最新版を本基準に適用するものとする。

- GB 5085.1 危険廃棄物鑑別基準 腐蝕性の鑑別
- GB 5085.2 危険廃棄物鑑別基準 急性毒性の初回鑑別
- GB 5085.3 危険廃棄物鑑別基準 浸出される有害物質の鑑別
- GB 5085.4 危険廃棄物鑑別基準 可燃性の鑑別
- GB 5085.5 危険廃棄物鑑別基準 化学反応性の鑑別
- GB 5085.6 危険廃棄物鑑別基準 有害物質に対する含有量の鑑別

SN/T 0570 輸入廃棄物原料放射性汚染検査規程

SN/T 1791.7 輸入廃棄物原料検査検疫規程 第7部分：廃電線ケーブル

『国家危険廃棄物リスト』（環境保護部、国家発展と改革委員会、公安部令第39号）

3 用語と定義

以下の用語と定義を本基準に適用するものとする。

3.1 混入物 Carried-waste

生成、収集、梱包及び運送の過程で輸入廃電線ケーブル内に混入したその他の物質（輸入廃電線ケーブルの梱包物及び輸送過程で使用するその他の物質を含まない）。

4 規制基準と要求

4.1 輸入廃電線ケーブルの放射性汚染規制は下記の要件を満たさなければならない。

- a) 廃電線ケーブル内に放射性廃棄物が混入していないこと。
- b) 廃電線ケーブル（梱包物を含む）の外部照射放射線測定値が到着港の正常な自然放射線測定値+0.25 μ Gy/hを超えないこと。
- c) 廃電線ケーブルの表面 α 、 β 放射性汚染レベルが表面の 300 cm^2 での最大レベルの平均値が α は 0.04Bq/ cm^2 を、 β は 0.4Bq/ cm^2 を超えないこと。
- d) 廃電線ケーブル中の放射性核種の比放射能が表 1 の制限値より低いこと。

表 1 放射性核種の比放射能制限値

核種	比放射能 (Bq/g)
^{59}Ni	3×10^3
^{63}Ni	3×10^3
^{54}Mn	0.3
^{60}Co	0.3
^{65}Zn	0.3
^{55}Fe	300
^{90}Sr	3
^{134}Cs	0.3
^{137}Cs	0.3
^{235}U	0.3
^{238}U	0.3
^{239}Pu	0.1
^{241}Am	0.3
^{152}Eu	0.3
^{154}Eu	0.3
^{94}Nb	0.3
成分不明の β - γ 混合物	0.3
成分不明の α 混合物	0.1

- 4.2 廃電線ケーブル内に廃棄爆弾、砲弾等爆発性武器の弾薬が混入していないこと。
- 4.3 廃電線ケーブルへの以下の混入物の混入は厳格に制限し、その総重量は輸入廃電線ケーブルの重量全体の0.01%を超えてはならない。
- a) 密閉容器
 - b) オイルケーブル、光ケーブル、鉛カバーケーブル
 - c) 『国家危険廃棄物リスト』内の廃棄物
 - d) GB5085.1～GB5085.6 の鑑別基準に基づいて鑑別し、腐蝕性、毒性、可燃性、化学反応性等1種類或いは1種類以上の危険性を持つその他の危険廃棄物。
- 4.4 上述の条項に並べた廃棄物のほかに、廃電線ケーブルではその他の混入物（古紙、廃木材、廃ガラス等の廃棄物を含む）の混入を制限し、その総重量は輸入廃電線ケーブルの重量全体の0.5%を超えてはならない。

5 検査

- 5.1 本基準の検査方法は抜き取り検査とする。輸入廃棄物に対し、コンテナ積みの場合、開封検査、開披検査、開梱検査、選別検査を行う。本船積みの場合、船倉の開封検査及び到着時検査を行う。陸上運送の場合、開封検査及び到着時検査を行う。必要に応じて実験室で検測を行う（放射性核種の比放射能、危険性等を含む）。抜き取り検査の結果は貨物全体の検査結果と見なす。
- 5.2 本基準4.1条の検査はSN/T 0570の規定に従って行う。
- 5.3 本基準4.3d)条はGB5085.1～GB5085.6に規定された方法で検査を行う。
- 5.4 本基準におけるその他の条項の検査はSN/T 1791.7の規定に従って行う。

（この文書は、あくまでも『中華人民共和国国家標準（GB16487.9-2017）』の日本語の仮訳であり、法的解釈や内容確認に関しては、上述の原文に従って行われるものとします。）